

厚岸町選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成29年3月3日から平成29年3月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成29年2月15日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

縦覧場所 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
厚岸町役場内 厚岸町選挙管理委員会事務室